

のべおかの魚発信事業内 台湾プロモーション事業 業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、延岡市水産物産地販売強化推進協議会（事務局：延岡市農林水産部水産課）が実施する「のべおかの魚発信事業内 台湾プロモーション事業」について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

1. 委託事業

① 事業名

のべおかの魚発信事業内 台湾プロモーション事業

② 業務の内容

別紙「のべおかの魚発信事業内 台湾プロモーション事業委託 基本仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

③ 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

④ 提案上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 公募参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- ① 宮崎県内に本社を有するもの。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以降の手続きをいう。）が係属中である者でないこと。
- ④ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑤ 民事執行法（昭和54年法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑥ 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- ⑦ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないものでないこと又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられていないこと。
- ⑧ 当該業務及びそれに類する業務委託を地方自治体又はその他の公共団体等との間で締結した実績（実施予定含む）を1件以上有すること。
- ⑨ 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は同

条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

⑩ 国税及び地方税を滞納していないこと。

※なお、応募以後、上記の参加資格を満たさないと判断された場合、契約候補者となることができない。また、契約後に上記の参加資格を満たさなくなった場合、契約を解除することがある。

3. 参加手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記により参加表明書等を提出すること。

① 提出期限

令和 2 年 8 月 27 日（木）午後 5 時 15 分まで

② 提出方法

提出先へ持参又は書留郵便にて必着のこと。

③ 提出先

延岡市水産物産地販売強化推進協議会（事務局：延岡市農林水産部水産課）

④ 提出書類

必要資料は延岡市水産物産地販売強化推進協議会ホームページからダウンロードすること。

提出書類	様式等		提出部数
参加表明書類	様式 1	参加表明書	原本 1 部（クリップ留め） 写し 7 部（ホッチキス留め）
	様式 2	会社概要	
	様式 3	業務実施体制兼業務実施体制調書	

⑤ 参加表明書類の記載に関する留意事項

※様式規格は A 4 規格とする。

※文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

※用語は日本語とする。

※様式 2 内の「本件と類似した業務実績」は、過去 2 年間に元請として受注した実績を記載すること。

※様式 3 内の「業務実施体制」には、本業務遂行にあたり必要と思われる担当者の業務別配置計画等を記載すること。

4. 参加資格審査・通知

提出された参加表明書の内容を基に、延岡市水産物産地販売強化推進協議会事務局内において、参加資格を審査する。参加資格を満たす者には企画提案書の提出を求めるものとし、その旨、電子メール及び文書にて通知する。なお、資格を有する者が多数の場合は、会社及び配置予定技術者の業務実績等を評価し、上位 3 者程度を選考するものとする。

※選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

※参加資格審査結果については、令和 2 年 8 月 28 日（金）までに通知する。

5. 企画提案書

企画提案書については、次の要領で提出すること。

① 提出期限

令和2年9月4日（金）午後5時15分まで

② 提出方法

提出先へ持参又は書留郵便にて必着のこと。

③ 提出先

延岡市水産物産地販売強化推進協議会（事務局：延岡市農林水産部水産課）

④ 提出書類

提出書類	様式等		提出部数等
企画提案書等	様式4	企画提案申込書	原本1部（クリップ留め） 写し7部（ホッチキス留め）
	任意様式	企画提案書	
	任意様式	支出積算内訳書	

⑤ 添付書類

※企業の場合は商業登記簿謄本の写し、個人事業主は個人事業の開廃業届出書の控えの写し、
その他の法人及び団体は定款その他の規約の写し、又はこれらの事項を証明するもの。

※過去2年分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は
団体の活動内容が分かる書類）

⑥ 留意事項

《企画提案書について》

■企画提案書の様式は任意様式とし、以下の点を記載すること。

- ・仕様書内「4. 業務内容」の項目ごとに提案内容を記載すること。
- ・テレビ通信販売、ECサイトテスト販売については、品目や販売価格等を仮想し、販売数量や売上試算及び目標設定を行うこと。

《支出積算内訳書について》

■支出積算内訳書の様式は任意様式とし、以下の点を記載すること。

- ・仕様書内「4. 業務内容」の項目ごとに支出の内訳を記載すること。

《応募について》

■提案申込書等の提出は、持参又は書留郵便とする。

■提案申込書等の提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

■虚偽の記載をした提案申込書等は、無効とする。

■参加資格要件を満たさない者又は委託業者を選定するまでの間に、本要領「2 公募参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案申込書等は、無効とする。

■提案申込書等の作成及び提出に係る費用など本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。

■内容について、質問等がある場合は、**様式5**の質問書を電子メールにて送付することとし、電話等による質問は受け付けない。なお、受け付けた質問と回答については、公平を期すため延岡市水産物産地販売強化推進協議会ホームページに掲載する（質問書の提出期限は

令和2年8月25日（火）午後5時15分まで。

8. 審査方法・基準

審査は、延岡市水産物産地販売強化推進協議会が設置する「のべおかの魚発信事業内 台湾プロモーション事業 企画審査会」において、提出された企画提案書等の内容を審査する。なお、企画提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

① 審査方法

提出された企画提案書及び支出積算内訳書等をもとに、最も優れた提案を選定。

② 審査基準

ア 企画提案の目的適合性及び妥当性

■ テレビ通信販売、EC サイト販売等の企画等、プログラム内容が適切で効果的であるか

■ 今後の商流構築の視点から、売上を含めた計画が適正であるか

■ 全体を通して、目的達成までの手法が具体的かつ効果的であるか

イ 実現性

■ 確実に履行できるスケジュールであるか

■ 仕様書の内容を反映しており、計画実現に向けた不安要素はないか

ウ 経済性

■ 事業費の積算内容は妥当か

■ 事業に要する費用と目的、効果とのバランスはとれているか

エ 受託者としての適正

■ 事業実施に必要なかつ十分な人員体制を有しているか

■ これまでの実績とそのノウハウ等を生かすことができるか

《特記事項》

■ 審査基準に照らして採点し、評価が最も高い提案者1者（以下「最優秀者」という。）と、次点の提案者1者を選定する。ただし、提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀者を選定しない場合がある。

■ 最高点を付けた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、審査会において協議の上で業務委託候補者を選定する。

■ 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できる者であると判断できるときは、当該者を最優秀者として選定する。

■ 審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

■ 提案者が無い場合又は提案者はあるが最低基準点を超える提案者が無い場合は、業務内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

■ 審査終了後は速やかに全ての企画提案書提出者に審査結果を通知する。なお、審査及び選定結果に関する質問には応じない。

6. 契約についての留意点等

- ① 延岡市水産物産地販売強化推進協議会と契約の候補団体との委託契約については、事前に契約仕様書を基に双方の意思確認を行う。
- ② 企画提案し、選定された事業の内容や規模等については、双方で確認の上、変更する場合がある。
- ③ 委託業務の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は延岡市水産物産地販売強化推進協議会に帰属する。
- ④ 委託費の支払いについては、完工払いとする。ただし、双方で確認の上、変更する場合がある。
- ⑤ 委託業務の第三者へ再委託は原則として禁止する。ただし、延岡市水産物産地販売強化推進協議会の承認を受けた場合はこの限りではない。

6. スケジュール（再掲含む）

公募開始	令和 2 年 8 月 18 日（火）
質問書提出期限	令和 2 年 8 月 25 日（火）午後 5 時 15 分まで
参加表明書提出期限	令和 2 年 8 月 27 日（木）午後 5 時 15 分まで
参加資格審査結果通知	令和 2 年 8 月 28 日（金）に通知
企画提案書提出期限	令和 2 年 9 月 4 日（金）午後 5 時 15 分まで
企画審査会	令和 2 年 9 月初旬～中旬
審査結果通知	令和 2 年 9 月初旬～中旬
契約締結	令和 2 年 9 月中旬

※郵送する場合は提出期限までに必着とする。

7. 問い合わせ先及び提出先等

① 問い合わせ及び提出先

所在地：〒882-8686 延岡市東本小路 2 番地 1

担当部署：延岡市水産物産地販売強化推進協議会（事務局：延岡市農林水産部水産課）

担当者：矢野

TEL：0982-22-7020（直通）

FAX：0982-21-6204

E-mail：suisan@city.nobeoka.miyazaki.jp

② 問い合わせ時間 8：30から17：15まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）